

国家市場監督管理総局

「企業名称登記管理条例（意見募集稿）」の公開意見募集 に関する公告

2018年7月9日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

企業名称登記管理条例

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条【立法目的】 企業名称の登記管理を規範化し、企業の合法的權益を保護し、社会・経済の秩序を維持するために、本条例を制定する。

第二条【適用範囲】 本条例は、中国国内において法により企業登記機関で登記の必要がある企業に適用する。

第三条【権利保護】 企業は1つの名称のみを登記・使用することが認められる。企業はその登記の日から名称権を有する。

第四条【申請要件】 登記を申請される企業名称は、本条例の規定に合致しなければならない。

第五条【登記機関】 国家市場監督管理総局は、全国の企業名称の登記管理業務を主管する。

各級の市場監督管理機関は、企業登記機関として、企業登記を行う場合、法により企業名称を登記し、企業名称の使用を監督・管理し、企業名称の紛争を処理し、企業名称権を保護する。

第六条【情報構築】

各省・自治区・直轄市の市場監督管理機関は、国家市場監督管理総局の指導下で、本管轄区の統一した企業名称データベース及び企業名称申告システムを構築しなければならない。

第二章 名称の基本的規範

第七条【名称要素】 企業名称は、国の共通言語・文字を基本的な用語・文字として使用しなければならない。

第八条【名称構成】 企業名称は、行政区画、屋号、業種又は事業の特徴、組織形態の順序で構成しなければならない。但し、法律、行政法規、国务院の決定及び本条例に別段の定めがある場合を除く。

第九条【行政区画】 企業名称の行政区画は、企業所在地の省級（省、自治区、直轄市を含む。以下同じ）又は地級市級（区を設ける市、自治州、地区、盟などを含む。以下同じ）又は県級（県級市、県、自治県、旗、自治旗などを含む。以下同じ）の行政区画であつてよい。市轄区及び国务院、省級人民政府の批准により設立された開発区、開墾地区などの区域名称は、企業名称の行政区画と併せて使用することができるが、単独で使用してはならない。

行政区画は、屋号の後、組織形態の前に置くことができる。

第十条【屋号構成】 屋号は、2 以上 10 以下の漢字で構成されなければならない。文字、単語又はそれらの組み合わせであつてよく、顕著性を有しなければならない。

第十一条【禁止屋号】 県級以上の行政区画の地名は、屋号として使用してはならない。但し、別段の意味があるものを除く。

企業名称は、業種又は事業の特徴を屋号として使用してはならない。但し、他の意味を有するか又は顕著性を有し、社会公衆が明確に識別できるものを除く。

第十二条【業種記述】 企業は、その主要業務に基づき、国民経済業種分類基準で区分された分類に従つて、企業名称にその属する業種又は事業の特徴を明示しなければならない。国民経済業種分類に規定がない場合、政策文書、産業習慣又は専門文献などを参考に記述することができる。法律、行政法規及び国务院の決定に企業名称の所属業種の記述について別段の定めがある場合は、その規定に従う。

行政区画名称又は地名は、業種又は事業の特徴を限定するものとして、顕著性を有しなければならない。

第十三条【組織形態】 企業は、その組織構造又は責任形態に基づき、法により企業名称に組織形態を明示しなければならない。法律、行政法規に規定されていない場合、産業習慣に基づいて組織形態を明示しかつ明確で分かりやすいものでなければならず、人の誤解を招いてはならない。

第十四条【特別規定】 国家市場監督管理総局又はその授権を受けた地方の市場監督管理機関により批准された場合、企業名称は行政区画を含まなくてもよく又は屋号を含まなくてもよいが、具体的な条件は国家市場監督管理総局が別途制定する。

国家市場監督管理総局が規定する条件を満たす企業名称は、業種又は事業の特徴の記述を使用しなくてもよい。

第十五条【「中国」という字句を含む場合】 国务院の批准により設立された企業以外、企業名称は、「中国」、「中華」、「中央」、「全国」、「国家」、「国際」などの字句を冠してはならない。

名称に「中国」、「中華」、「全国」、「国家」などの字句を使用する場合、当該字句は業種を限定するものでなければならない。

外国出資者の屋号を使用する外商独資企業、外国投資者が経営主導権を持つ外商投資企業は、名称に「(中国)」という字句を使用することができる。

第十六条【禁止内容】 企業名称には、次に掲げる内容及び文字が含まれてはならない。

(一) 国、社会公共の利益を損なうもの。

(二) 外国の国（地域）の名称、国際機関の名称及びその汎用的な略称、特定の名称。

(三) 政党の名称、党・政府・軍事機関の名称、群団組織（大衆性団体組織の略称であり、社会団体の一種類である。中央レベルの群団組織は共産主義青年団、中華全国総工会、中華全国婦女連合会、中華全国工商業連合会等の 22 団体ある。）の名称及びその略称、特定の名称並びに部隊番号。

(四) 公序良俗に反し又はその他の悪影響のあるもの。

(五) 公衆を欺く又は誤解させるおそれがあるもの。

(六) 法律、行政法規及び国務院の決定に禁止されているもの。

第十七条【同一であってはならない】 企業名称は、次に掲げる状況のその他の企業名称と同一であってはならない。

(一) 設立登記の抹消、名称変更登記を受けてから1年が経過していないもの。

(二) 登記の抹消又は登記変更を受けてから1年が経過していない企業名称。但し、企業名称を譲受する場合を除く。

(三) 同一登記機関により登記された、業種又は事業の特徴の記述を使用しない企業名称の屋号と同一である場合。但し、投資関係を持つ場合を除く。

(四) その他登記された又は企業名称の保留期間内にある場合。

第十八条【近似してはならない】 企業名称は、本条例第十七条に掲げる状況の企業名称に近似してはならない。

企業名称には他の企業名称が含まれてはならず、他の法人や非法人組織の名称が含まれてはならない。但し、授權を受けたなどの場合を除く。

他人の登録商標、登録されていない馳名商標、一定の影響力のある社会組織の名称(略称などを含む)、氏名(ペンネーム、芸名、訳名などを含む)、サイト名などを屋号として無断で使用し、公衆を誤解させてはならない。授權を受けたなどの場合を除く。

第十九条【支部名称】 企業の支部の名称は、その所属する企業の名称を冠し、かつ「分公司(支社)」、「分廠(分工場)」、「分店(支店)」及びその他の組織形態などの字句を以って綴らなければならない。

企業の支部の名称に当該支部の業種及び所在地の行政区画又は地名を明示することができる。

企業の支部の名称に屋号を使用することができ、かつ企業の屋号の関連規定に合致しなければならない。

外国企業の支部は、その名称に当該外国企業の国籍及び責任形態を明示しなければならない。

第二十条【グループ親会社及びメンバー名称】 3つ以上の全額出資又は持株企業を設立した企業法人は、グループを設立し、かつ企業名称における組織形態の前に「集団」又は「(集団)」という字句を使用することができ、当該企業はグループ親会社となる。

グループ親会社は、定款中に企業グループ名称を記載し、かつ国家企業信用情報公示システムを通じて企業グループ名称及びグループメンバーを社会に公示する。親会社の授權を受け、グループメンバー企業は名称に企業グループ名称又は略称を冠し、かつ国家企業信用情報公示システムを通じて授權状況を社会に公示することができる。

第三章 登記手続

第二十一条【一般規定】 企業名称は、企業登記を行う時に登記する。但し、法律、行政法規、国務院の決定及び本条例に別段の規定がある場合を除く。

本条例第十五条に規定する企業名称は、国家市場監督管理総局又はその授權を受けた地

方の市場監督管理機関により登記された後に使用することができる。

第二十二條【申請手続】申請者は、企業登記を行う場合、次に掲げの方法を講じて、登記を受けようとする企業名称を提出することができる。

(一) 企業名称申告システムを通じて、登記を受けようとする企業名称を提出する。

(二) 企業登記を行う時に、登記を受けようとする企業名称を企業登記機関に直接提出する。

法律、行政法規又は国务院の決定において、企業の設立にあたって報告して批准を受けなければならないと規定された場合、又は企業の経営内容に法律、行政法規又は国务院の決定に規定された登記前に批准を受けなければならない項目に該当するものがある場合に、申請者は、登記を受けようとする企業名称を企業登記機関に予め提出することができ、企業登記機関は、企業名称の登記を許可するか否かの審査意見を発行しなければならない。かつ、登記を許可した場合、申請者が企業登記を行う時に直接これを登記しなければならない。

第二十三條【電子申請方法】本条例第十五条に規定する企業名称及び行政区画のない企業名称は、国家市場監督管理総局の企業名称申告システムを通じて申請を提出する。その他の企業名称は、省級市場監督管理機関の企業名称申告システムを通じて申請を提出する。

企業名称申告システムは、申請者が提出した企業名称を自動的に照会・対比して選別し、かつリスク警告を行う。

第二十四條【申請者承諾】申請者は、申請書類の真実性について責任を負わなければならない。なお、似ている名称が近似を構成する可能性があることについて自ら法的責任を負い、かつ登記機関の要求に従って是正することを承諾する旨の承諾書を提出しなければならない。

第二十五條【名称保留期間】企業名称申告システムを通じて提出完了された企業名称については保留し、保留期間を30日とする。保留期間が満了しても企業登記を行っていない場合、申請者は、期間満了前に保留期間の延期を1回申請することができ、期間を30日とする。保留期間が満了しても企業登記を行っておらずかつ延期を申請していない場合、企業名称は保留されない。

本条例第二十二條第二項の規定により登録許可の審査意見が発行された企業名称については保留し、保留期間を6ヶ月とする。保留期間が満了しても企業登記を行っていない場合、申請者は、期間満了前に保留期間の延期を1回申請することができ、期間を6ヶ月とする。

同一出資者の保留期間内にある企業名称は3つを超えてはならない。

企業名称は保留期間内にある場合、経営活動に使用してはならず、譲渡してはならない。

第二十六條【先行原則】2名以上の申請者が企業登記機関に同一の企業名称の登記を申請する場合、企業登記機関は、先に申請したものを優先するという原則に従って登記を行う。

第二十七條【登記審査】企業登記機関は、企業登記を行う時に、企業名称が本条例の規定に合致しないと発見した場合、申請者に変更を命じなければならない。申請者が変更を拒

否した場合、登録不許可の決定を下しかつ理由を説明する。

企業登記機関は、企業名称に本条例第十八条に掲げる状況がある否かについて審査せず、存在しているリスクを申請者に告知する。申請者は、自ら法的責任を負うことを承諾する。

第四章 名称の使用

第二十八条【使用原則】 企業は、名称の使用にあたり、誠実信用の原則を遵守しなければならない。企業名称権を濫用して国の利益、社会公共の利益又は他人の合法的權益を損なってはならない。

第二十九条【使用の簡略化】 企業の印鑑、銀行口座などに使用される名称は、登記された企業名称と同一のものでなければならない。商業、公共飲食、サービスなどの業種に従事する企業名称の看板は適宜簡略化することができるが、他人の一定の影響のある商業標識と同一又は近似し、公衆を誤解させてはならない。

第三十条【名称の譲渡】

企業名称は、企業と併せて譲渡することができる。

企業名称は1つの企業のみ譲渡することができる。企業名称の譲渡側と譲受側は、書面による契約を締結し、かつ国家企業信用情報公示システムを通じて企業名称を社会に公示しなければならない。

企業名称を譲渡した後、譲渡側は譲渡された企業名称を引き続き使用してはならない。

第三十一条【使用の授権】 企業は、その他の企業に本企業の屋号を使用する権限を与えることができるが、その他の企業の先行合法的權益を損なってはならない。

授権企業と被授権企業は、書面による契約を締結し、登記を行う時に被授権企業の所在地の登記機関に併せて報告し、かつそれぞれ国家企業信用情報公示システムを通じて企業名称の使用授権情報を社会に公示しなければならない。

第五章 監督管理

第三十二条【規定違反に対する処理】 企業登記機関は、本条例の規定に合致しない企業名称を是正する権利を有する。上位の企業登記機関は、下位の企業登記機関に対して、本条例の規定に合致しない企業名称の是正を求める権利を有する。

第三十三条【紛争の裁決】 企業は、その他の企業が本条例第十七条及び第十八条第一項の規定に違反して自社の企業名称権を侵害していると認識している場合、人民法院に訴訟を提起し、又は権利を侵害されたことを知った又は知るべき日から3年以内に、権利侵害企業の登記機関に行政裁決を請求することができる。

企業登記機関は、申請を受け取った後、名称紛争について調停することができる。調停を経て合意に至った場合、当事者はそれを履行しなければならない。調停を経ても合意に至らなかった場合、企業登記機関が決定を下し、かつ当事者に書面にて通知する。企業登記機関は、権利侵害に当たると認定した場合、権利侵害者に対して企業名称の使用を差し

止めかつ名称変更登記を行うよう命じなければならない。企業名称に係る紛争の行政裁決の具体的な方法は、国家市場監督管理総局が別途制定する。

第三十四条【混同の処分】 企業名称の登記及び使用において不正競争行為の嫌疑がある場合は、市場監督管理部門が「反不正競争法」などの法律規定により処理する。

第三十五条【強制除名】 人民法院又は行政機関が企業名称の使用を差し止めるべきであると認定した場合、企業は、人民法院の発効した法律文書又は行政機関の処理決定を受け取った日から 30 日以内に名称変更登記を行わなければならない。名称変更前に、企業登記機関が統一社会信用コードでその名称を代替する。期限を過ぎても変更申請を提出していない場合は、それを経営異常リストに掲載する。

第三十六条【信用の監督管理】 各級の市場監督管理部門は、本条例の規定に違反した企業について信用記録を構築し、全国信用情報共有プラットフォームに取り入れ、かつ法により国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示する。

第三十七条【登記機関の責任】 企業登記人員が職務上の便宜を利用して粉飾・欺瞞の行為を働き、職務を怠り、登記条件を満たさない企業名称の登記を許可し、又は登記条件を満たした企業名称の登記を許可しないことにより、深刻な影響又は重大な社会的危害の結果をもたらした場合は、法により行政責任を追及する。

第六章 付則

第三十八条【使用禁止・制限規則】 国家市場監督管理総局は、法律・法規などの規定により、企業名称の禁止及び制限規則を制定しなければならない。

第三十九条【技術規範】 国家市場監督管理総局が責任をもって企業名称データベース及び企業名称申告システムの技術規範を制定する。

第四十条【準用】 企業登記機関で登記された農民專業合作社及びその他の組織の名称登記管理については、本条例を準用する。

第四十一条【施行時間】 本条例は_____年__月__日から施行する。1991年5月6日付で国務院により批准され、1991年7月22日付で国家工商行政管理局令第7号により公布された「企業名称登記管理規定」は同時に廃止する。